

健康保険の届出に関する「外字文字対応」の終了について

従来の「健康保険証」は、身分証明書として使われることも多かったため、外字（※）であっても氏名の漢字については出来る限り正確に登録をしてきました。しかし令和6年12月より従来の保険証が廃止となり、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」に変更されました。

マイナ保険証を利用する際に医療機関等では「オンライン資格確認」をおこなっていますが、標準文字以外で登録されている漢字については黒丸（「●」）で表示されるため、本人確認が出来ない事象が確認されています。この「●」を解消するようにとの事務連絡が厚生労働省から発出されましたので、当健保組合としても対応してまいります。

（※）ここでの「外字」は標準文字（JIS 第一第二水準）以外の文字を定義しています。

✓ 今後の対応

- ・令和8年8月以降・・・新規の外字登録は終了となります。
- ・令和8年9月以降・・・現在使用している外字を標準文字に置き換えます。

個人への置き換え完了通知はおこないません。

置き換えはマイナポータルでご確認ください。

なお、標準文字では無いものの「IBM拡張文字」の一部は医療機関等での表示が可能なため、登録可能な場合があります。（IBM拡張文字一部の例：「高」「崎」「徳」「塚」「神」「靖」「祥」）

✓ 発行済みの各種証について

すでに発行している資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、資格情報のお知らせ等については、その効力に変更は無いため、そのままお使いいただけます。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>

